

令和7年10月1日

東京都住宅供給公社

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

当社は、仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図り、すべての人財が能力を最大限に発揮できるようにするとともに、女性職員等が活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

※次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第8期）、女性活躍推進法に基づく行動計画（第5期）

1 計画期間 令和7年10月1日 から 令和9年9月30日 までの2年間

### 2 当社の課題

- (1) ライフワークバランスの実現を一層促進するための対応
- (2) 育児に関する休暇・休業制度について男性職員等の取得を促進するための対応
- (3) 管理職の女性が少ないことへの対応

### 3 目標・取組内容・実施時期

- (1) フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの所定時間外労働及び休日労働の合計時間数を20時間未満とする。【次世代育成・女性活躍】

- ・ノー残業デーを継続実施する。
- ・経営層を中心とした会議等において超過勤務状況を共有する。

- (2) 年次有給休暇取得率について80%以上を継続する。【次世代育成・女性活躍】

- ・定期的に年次有給休暇の取得を促進するための社内周知等を行う。
- ・衛生委員会等において年次有給休暇の取得状況を共有する。

- (3) 男性職員等の育児休業等及び育児目的休暇の取得率について85%以上を継続する。【次世代育成】

- ・出産・育児に関する休暇・休業制度のリーフレットを社内イントラネットへ掲載し、全社的な周知を継続実施する。
- ・管理職等を対象としたイクボス研修を実施する。

(4) 女性管理職の人数を 10%以上増加※させる（令和 5 年度比）。【女性活躍】  
※増加数は管理職昇任選考合格者を含む

- ・女性リーダー研修を実施する。
- ・管理職等を対象とした部下のキャリア開発支援研修を実施する。